

## 2 地域の将来像

### (1) 対象地域

本ガイドラインの対象地域は、小笠原諸島のうち生活基盤・観光拠点等を有する父島、母島とする。

#### 対象区域

区 分	区市町村	範 囲	規 模
小笠原都市計画区域	小笠原村	父島及び母島の全域	約4,475ha

### (2) 目標年次

父島及び母島は、その全域が都市計画区域に指定されており、都では、平成15年度に本区域が目指す都市の将来像を実現するために、都市計画区域マスタープランである「小笠原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を策定している。本区域を含めた東京都市計画区域全域での将来像の実現目標年次は、2025年(平成37年)としている。

また、村では、村の望ましい将来像の実現を図るための施策の基本的方向性を示す2004年度(平成16年度)から2013年度(平成25年度)までの10年間を計画期間とする「第3次小笠原村総合計画」を策定している。

本ガイドラインでは、これら計画や現行の小笠原諸島振興開発計画(平成16～20年度)を考慮し、将来像に向けた地域づくりの目標年次は2025年とし、土地利用及び景観形成の基本方針に沿った諸施策への取組の開始の目標年次は、2013年までとする。

#### 取組みの目標年次

ガイドラインが目指す内容	目標年次
地域づくりによる将来像の実現	2025年(区域マス目標年次)
土地利用及び景観形成の基本方針に沿った諸施策への取組み開始	2013年(第3次小笠原村総合計画最終年次)まで

### (3) 将来人口

本ガイドラインでは、第3次小笠原村総合計画に基づき2025年度の将来人口を約3,000人とし、具体的取組のための2013年度における将来人口を短期滞在者も含め約2,500人と想定する。

なお、小笠原諸島振興開発計画においては、2008年度末人口を短期滞在者も含め約3,000人と想定し、うち常住人口は約2,500人を予定するものとしている。

#### 本ガイドラインの目標年次における想定人口

目標年次	想定人口
2025年	約3,000人
2013年	約2,500人

#### (4) 父島・母島の基本的将来像

父島、母島の地域づくりを進めるに当たって、両島の基本的な将来像を次に示す。

##### ア 人と自然が共生する地域

自然環境との共生の中で、島民が安定して過ごせる生活基盤、交通アクセスが確保されている。公共施設の整備に当たっては、自然環境や景観等に十分な配慮がなされている。

##### イ 活力にあふれ交流と発展が生まれる地域

エコツーリズムの島として観光資源である貴重な自然が保護、活用され、人びとの交流が進み、魅力的な観光地となっている。

##### ウ 自然や周辺環境と調和した小笠原らしい魅力ある風景があふれる地域

海からの眺望、港周辺や街並みの景観は、自然や周辺環境と調和が図られ、小笠原らしい魅力のある風景となっている。

##### エ 安全・安心して住み訪れられる地域

生活を支える基盤施設が台風や津波などによる自然災害に対して強化、改善され、防災を考慮したまちづくりが進んでいる。

#### (5) 土地利用の基本方針

将来像の実現に向けた土地利用については、小笠原諸島振興開発特別措置法に基づく振興開発計画で定められた土地利用計画による地域区分を基本とし、各地域において秩序ある土地利用を進める。そのために、各地域の特性に応じた計画やルール等を導入していく。その際には、国土利用計画法に基づく東京都土地利用基本計画との整合を図るものとする。

##### ア 集落地域

集落地域では、人口、産業の将来像を見据え、集落機能の集積を高め、周辺の他地域への拡散を抑制していく。

##### イ 農業地域

農業地域内の優良な農地を保全していくことを基本とし、農業地域内で集落化が進む箇所は、農業環境や自然環境に対する負荷を低減するため、農地への宅地等のスプロールを抑制していく。

##### ウ 自然保護地域

自然保護地域では、都市計画法と自然公園法や森林法に基づく土地利用規制等により、自然環境を保全していく。また、エコツーリズムの推進とあわせ、自然公園法などの運用の下に自然環境の保護と活用を図っていく。

##### エ その他地域

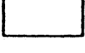
その他地域では、計画的な土地利用が行われている区域以外については、産業などへの利用や自然環境を保全する区域に区分し、計画的に土地利用を図っていく。

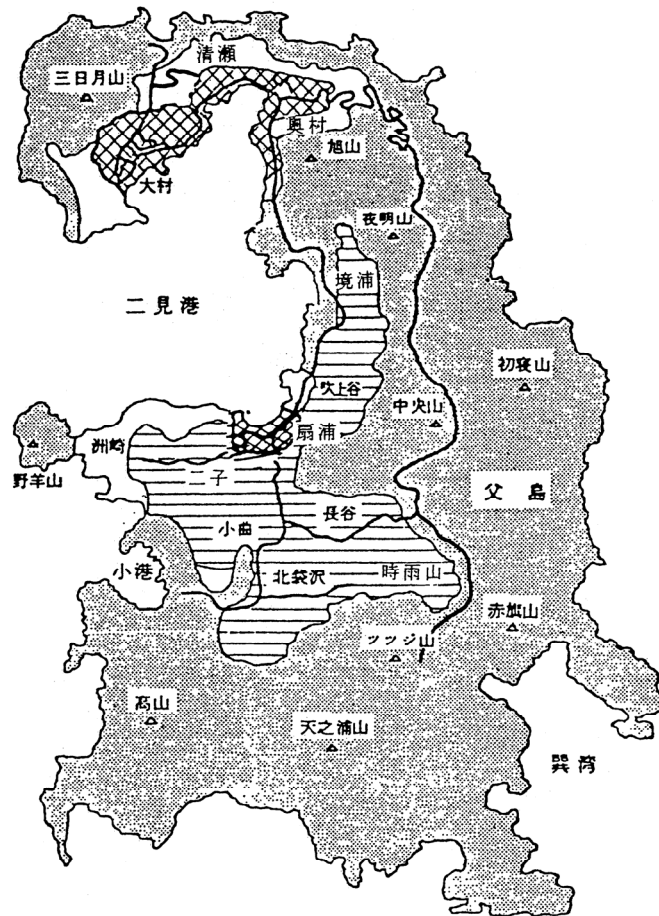
小笠原諸島振興開発計画特別措置法の土地利用計画による土地利用面積表(単位：平方キロメートル)

	集落地域	農業地域	自然保護地域	その他地域	計
父島	1.39	3.46	17.49	1.46	23.80
母島	0.22	3.05	15.49	1.45	20.21
計	1.61	6.51	32.98	2.91	44.01

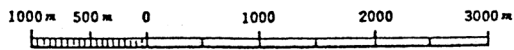
父島土地利用計画図



- 凡 例
-  集落地域
  -  農業地域
  -  自然保護地域
  -  その他地域
  -  幹線道路



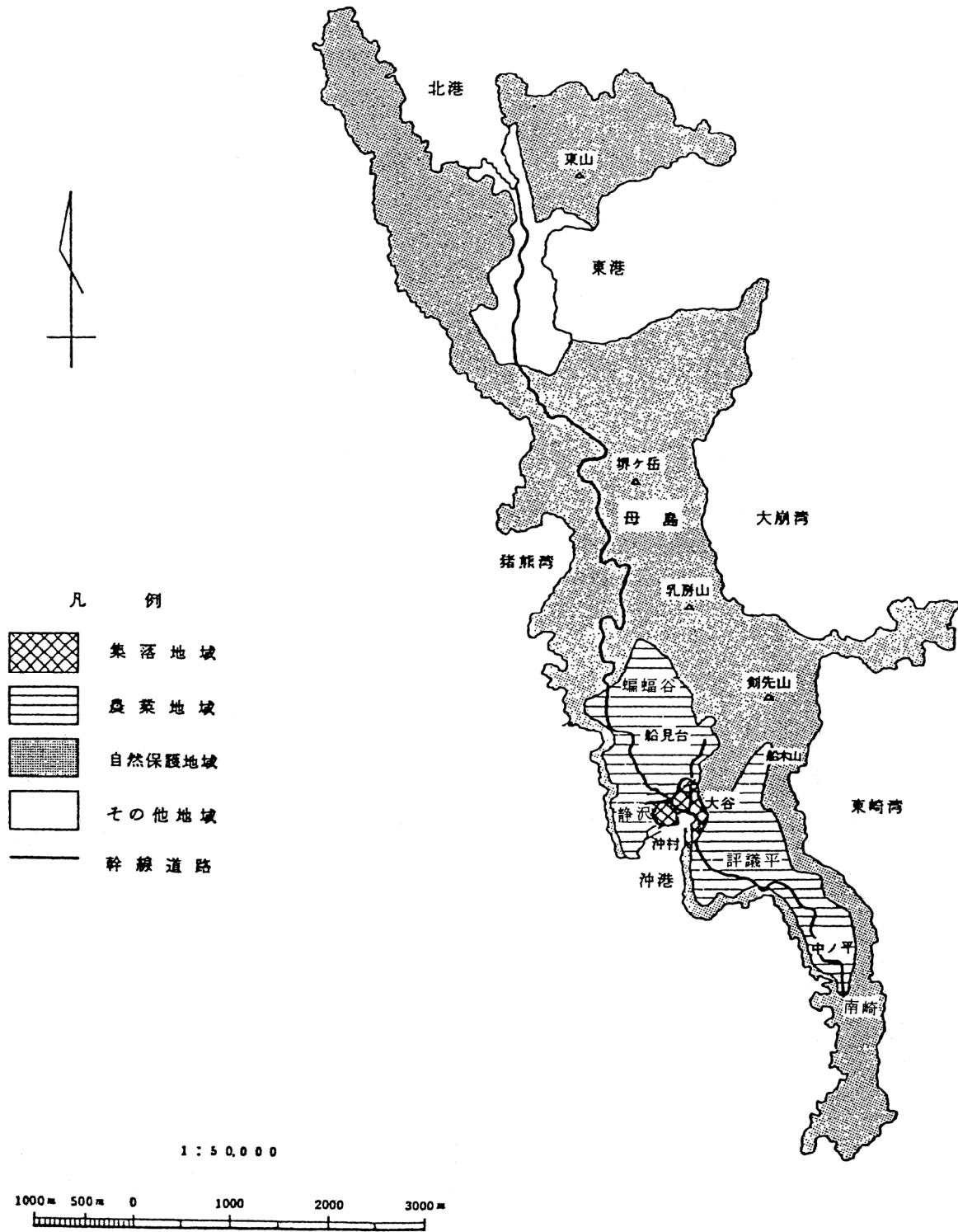
1 : 5 0 , 0 0 0



資料：東京都総務局

小笠原諸島振興開発計画（平成 16 年 11 月）

母島土地利用計画図



資料：東京都

小笠原諸島振興開発計画(平成16年11月)

## (6) 景観形成の基本方針

父島、母島の将来像を実現していくために、世界的にも貴重な自然環境の保全を図るとともに、魅力ある小笠原の街並みを形成していく。そのため、自然公園区域内の景観の維持はもとより、自然公園区域外においても、景観法に基づく景観計画の適用、街並みに秩序ある土地利用を実現するための規制・誘導策の導入などにより、父島、母島において、以下のように小笠原らしい景観を形成していく。

### ア 世界的にも貴重な自然環境の保全

自然公園法や森林法に基づき、世界的にも貴重な自然環境を保全していくとともに、海、山、空と一体となった小笠原らしい自然豊かな景観を保全していく。

### イ 小笠原の歴史、文化的資源の保全と伝承

歴史、文化を伝える文化財に加え、島内に数多く点在する戦跡、固有の大木、古木、特有の花木等を景観資源として保全・活用していく。なお、景観資源の保全・活用に当たっては、外来種対策を十分考慮していくものとする。

### ウ 自然環境と調和した景観の創出

港や海岸の景観、あるいは沿岸の街並みの景観は、海からの眺望にも配慮し、周辺環境との調和を図っていく。

また、周囲の地形や緑地などと調和し、自然と一体となっている農地は、亜熱帯特有の景観として農業振興策との整合を図り、保全していく。

### エ 地域振興と連携した街並み景観の創出

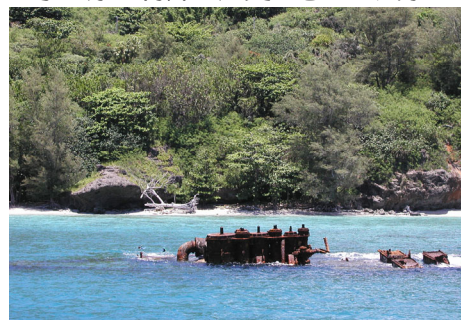
島の玄関口となる父島二見港や母島沖港周辺はもとより、集落内の沿道、観光スポット周辺なども対象に、秩序ある土地利用を誘導する。また、自然や周辺環境と調和した小笠原らしい街並みを形成し、地域の振興を図っていく。

ダイナミックな自然の眺望



眺望に配慮した海辺の景観

小笠原の特殊な歴史を感じる風景



自然に溶け込む街並み



港のイメージ例



(7) エリアの設定

地域づくりを考えていく上で、島内の各地域では、<sup>あざ</sup>字ごとに地域性等の特徴が異なることから、地域の特性を踏まえていくつかのエリアを設定し、それぞれのエリアで地域づくりの方向性を示す。なお、自然公園法に基づく自然公園区域及び森林法に基づく国有林、地域森林計画対象民有林、保安林は、それぞれの法律によって自然環境の保全が担保されているため、本ガイドラインにおけるエリアの設定は行わず、各法律の趣旨及び規制を踏まえて適正な土地利用を図る。これら以外の区域では、無秩序な土地利用や開発、景観の破壊を未然に防ぐ。

エリアの設定に際しては、<sup>あざ</sup>字、集落の形成状況、土地利用の現状等を勘案し、地域づくりのエリアとして、父島に二見港周辺エリア、扇浦周辺エリア、洲崎周辺エリア、小曲周辺エリア、北袋沢周辺エリアを、また、母島に沖港周辺エリアを設定し、それぞれのエリアの将来像や取組の方向性を明らかにしていく。

